

福岡県バス・地域鉄道運転士就職奨励金支給要綱

(通則)

第1条 福岡県バス・地域鉄道運転士就職奨励金（以下「奨励金」という。）の支給については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、三大都市圏から福岡県内に移住し、新たにバス・地域鉄道の運転士等として就職する者に対し、奨励金を支給することにより、三大都市圏からの移住に伴う収入減の不安を払拭し、バス・地域鉄道運転士の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 三大都市圏 以下の区域をいう。

- ① 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
- ② 大阪圏 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県
- ③ 名古屋圏 岐阜県、愛知県及び三重県

(2) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて福岡県内の路線を運行する事業者又は県内市町村において現にコミュニティバスの運行を行っている事業者をいう。

(3) コミュニティバス 交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会（以下「市町村等」という。）が主体的に計画し、以下のいずれかの方法により運行するものをいう。

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託、補助等により運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる乗合タクシーを含む。）
- ② 法第79条の登録を受けて行う道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条第1号に定める交通空白地有償運送

(4) 地域鉄道事業者 平成筑豊鉄道（株）、甘木鉄道（株）、筑豊電気鉄道（株）をいう。

(5) 運転士等 バス事業者又は地域鉄道事業者に運転士として雇用された者及び将来的に運転士として従事することを予定して雇用された者をいう。ただし、(3)②により運行するコミュニティバスの運転に従事する場合にあつては、第二種運転免許を保有する者に限る。

(支給対象者)

第4条 奨励金の支給対象者は、次の各号のすべてを満たす個人とする。

(1) 移住に関する要件

住民票を移す直前に連続して1年以上、三大都市圏に在住しており、令和8年4月2日から申請の日までに県内市町村に転入していること。

(2) 就職に関する要件

- ① 令和8年4月2日から令和8年11月30日までの期間に、バス事業者又は地域鉄道事業者等に運転士等として新たに採用されていること。
- ② 申請時において、運転士等として3か月以上継続して勤務しており、今後も継続して勤務する意思があること。
- ③ バス事業者等に雇用された者については、専ら路線バス又はコミュニティバスの運転に従事又は従事予定であること。なお、貸切バス、スクールバス、タクシー等の運転を主たる業務とする者にあつては支給対象としない。

(3) その他要件

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は60万円とし、1人につき1回限りとする。

(申請手続き)

第6条 奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就職奨励金申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和9年3月10日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- (2) 雇用者が発行する就業証明書（様式第2号）
- (3) 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) その他、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、就職奨励金支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、奨励金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、奨励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により奨励金の支給を受けたとき。
- (2) 前条第1項の申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) その他、知事が支給決定の取消しが必要と認める事由が生じたとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を奨励金支給決定取消通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。